天竜川ダム再編事業佐久間ダム環境検討委員会
規 約

（名称）

第１条 本会は「天竜川ダム再編事業佐久間ダム環境検討委員会」（以下「環境検討委員会」という。）と称する。

（目的及び設置）

第２条 環境検討委員会は、天竜川ダム再編事業により佐久間ダムに整備する洪水調節施設及び恒久的な堆砂対策施設の工事の実施及び運用が佐久間ダム周辺環境へ与える影響の予測の実施、環境保全措置の検討及び評価並びにモニタリング計画の立案について助言を得ることを目的として、国土交通省中部地方整備局天竜川ダム再編工事事務所長（以下「事務所長」という。）が設置する。

（検討範囲）

第３条 環境検討委員会の検討範囲は、大千瀬川合流点より上流の天竜川ダム再編事業区域周辺とする。天竜川ダム再編事業における周辺環境への影響は、佐久間ダムの洪水調節施設、恒久的な堆砂対策施設の設置・運用に係る事項とし、環境調査の内容、環境影響予測検討、保全措置の検討及びモニタリング計画立案までを検討対象とする。

（組織等）

第４条 環境検討委員会は別表に掲げる委員で組織し、事務所長が委嘱する。

2. 委員の任期は第２条の目的が達成されるまでの期間とする。
3. 委員に欠員が生じた場合には必要に応じて委員の補充を行うものとする。
4. 委員会には事務局を天竜川ダム再編工事事務所に置くこととし、事務局は委員会の事務を担うものとする。
5. 委員以外の専門家を委員会へ招請する必要が生じた場合は、事務所長が委員長

の許可を得て行うものとする。

（委員会）

第５条 委員会には委員長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。

2. 委員長は委員会の議事を進行する。

3. 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

4. 委員会の招集・開催は委員長が行う。

5. 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

6. 委員会の議事は、非公開で開催する。

（他委員会との調整）

第６条 天竜川ダム再編工事事務所が別に開催する、「天竜川ダム再編事業　恒久的な堆砂対策運用検討委員会」と調整を諮りながら検討し、必要に応じて環境検討委員会において確認を行う。

（情報公開）

第７条　環境検討委員会の資料及び議事要旨については、次の一から八の情報を除き事務所のホームページで公表する。

一. 個人に関する情報及び特定の個人を識別できるもの

二. 法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの

三. 国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの

四. 率直な意見の交換及び中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの

五. 特定の者に不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六. 国もしくは地方公共団体が行う事務又は事業の適正な遂行に支障をおよぼすおそれのあるもの

七. 地方公共団体が経営する企業の経営上の正当な利益を害するおそれのあるもの

八．希少動植物の生息場所等の当該生物の保護に支障を及ぼすおそれのあるもの

2. 委員の氏名及び所属は公表するものとする。

3. 議事要旨は、事務局が委員長の確認を得て公表する。

（規約の改正）

第８条 この規約の改正は環境検討委員会委員総数の過半数の同意をもってこれを行う。

（雑則）

第９条 この規約に定めるもののほか、環境検討委員会の運営に関し必要な事項は、環境検討委員会において定める。

付則

（施行期日）

この規約は、令和８年１０月２８日から施行する。